

啓発物品の持ち去りに関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X局Y課において、A職員が、事業において購入した啓発物品を持ち去った行為（以下「当該行為」という。）は物品の横領行為であるとする通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 当該行為について、Y課のB係長、C職員、D職員へのヒアリング等により判明した調査結果について</p> <p>(1)当該行為の目撃について</p> <p>ア B係長 A職員から啓発物品を使用したいという申出を受けた。その時は理由を聞かなかったが、啓発物品の発注時にY課Z係に在籍しており、自身で使用感を確かめたいのかと思って自分が使用を許可した。なお、A職員が啓発物品を持ち出したことを確認したかどうかについては、記憶が曖昧である。</p> <p>A職員に使用を許可したあと、D職員から「税金で買ったものを渡すのは良くない」と言われたことから考えを改め、傷により廃棄予定となっている啓発物品と差し替えた。なお、差し替えた時にA職員が持ち出した啓発物品は未使用だったことを確認している。</p> <p>イ C職員 A職員がZ係にやって来て「啓発物品を使わせて欲しい」というやり取りをB係長としていたことは日時が曖昧だが認識している。A職員が啓発物品を持ち出したり渡されたりしているところは確認していない。なお、後日、B係長から傷が付いた廃棄予定の啓発物品とA職員が持っていた啓発物品を交換して渡したということ聞いた。</p> <p>ウ D職員 A職員がZ係に来て啓発物品を使用したいと言っていたときのやり取りを目撃した。なお、A職員が啓発物品を持ち出したり、渡されている場面は目撃していない。A職員が啓発物品の箱を持っていたことから、税金で買ったものであり、市民に配布するものであることから「広報物品をそういう使い方をしていいのか」と言ったところ、A職員は苦笑いしてその場を立ち去った。</p> <p>(2)当該行為についての上司等への報告や相談の有無について</p> <p>ア B係長 A職員が啓発物品を持ち出したのではなく、自分が許可をしていたことから、特に報告や相談は行っていない。</p> <p>イ C職員 B係長が持ち出しを許可していたことから、B係長自身の判断で行っていると思ひ、特に報告や相談は行っていない。</p> <p>ウ D職員 B係長がその場にいたので、他の上司等も含めて報告等は必要ないと思ひ行っていない。</p> <p>2 当該行為について、令和5年度当時のA職員の業務上の上司・サービス上の上司へのヒアリングにより、判明した調査結果について（E係長・F課長・G係長）</p> <p>(1) 当該行為の目撃の有無等</p> <p>いずれも当該行為を目撃しておらず、他の職員からA職員の啓発物品の使用に関する報告は受けていないとのことだった。</p> <p>3 A職員へのヒアリング結果について</p> <p>(1)当該行為の事実の有無</p> <p>啓発物品を持ち出したことは事実であるが、持ち出しについては許可を得ていると認識している。</p> <p>(2)当該行為についての動機・理由</p> <p>啓発物品を発注した際にY課に在籍していたので存在を知っていたことから、使用感を確かめたいという思いがあった。係長も含めてZ係の職員がいる前で使用することについて確認しており、特に何も言われなかったため許可されたと認識していた。また、過去にイベント等で発注した啓発物品が職員に配られたことがあり、このような理由から啓発物品の使用について問題がないと考えた。</p> <p>(3)啓発物品の現在の状況</p> <p>啓発物品は持ち出した当日、使用前にB係長に回収され、傷が付いた廃棄予定になっていた啓発物品と交換した。啓発物品は普段使用している私物の予備として現在も所持している。</p>

(4) 当該行為の問題行動（公費で購入した物品の私的利用）としての認識

今回の指摘を受けるまで、過去に啓発物品が配付されたこともあったため、問題行動であると思っていなかった。

(5) 当該行為についての他の職員からの指摘の有無

他の職員からの指摘はなかった。

(6) 当該行為について上司等への報告や説明の有無

B係長から啓発物品の使用について許可を得たという認識だったため、報告や説明などは行っていない。

4 まとめ

調査の結果、A職員による啓発物品の私的利用が確認された。ただし、A職員本人は持ち出しについて、当該啓発物品の発注を行っているZ係のB係長に確認し、使用の許可を受けたという認識である。このことについては、B係長へのヒアリングからも確認ができるが、D職員からの啓発物品の扱いについての指摘を受け、A職員が所持していた啓発物品を廃棄予定となっていた啓発物品に差し替えている。廃棄予定となっていたものは、納品の検品時に誤って落として傷が付いたということであり、啓発物品としての配付はできないと所属では判断している。

当該啓発物品は、事業目的があって配付するものであり、市の予算で購入した物品を職員が私的に使用することは、横浜市物品規則や横浜市物品事務要領に照らして、公務員として不適切な行為であると所属の調査結果で報告されている。

B係長はA職員からの申出に対し、啓発物品の発案者がA職員だったこともあり、使用感を確かめたいのかと思って使用を許可したとのことであるが、啓発物品は予算・品質・事業との関連性等を考慮してカタログから適当と思われる物品を選定しているものであり、購入後に使用感を確かめる強い理由は認められないことから、B係長が許可した動機及び許可した行為には疑問が残ると言わざるを得ない。

また、B係長はD職員からの指摘を受け、廃棄予定となっていた啓発物品と差し替えているが、廃棄予定の物品は適切に処分することが求められているのであり、職員が私的に利用することは所属からの報告にもあるとおり横浜市職員服務規程第18条第2項の「職員は市の施設、物品その他財産を適切に取り扱うものとし、き損し、又は私用に供してはならない。」に抵触するとも考えられる行為である。

さらに、D職員からA職員やB係長へ私的利用に係る指摘があったにも関わらず、A職員へ私的利用について指導等が行われたり、職場において物品に係る規則等の再確認が行われた形跡は認められない。

このような点を踏まえると、本件の背景として、物品に関する規則等を遵守する意識がY課内で共有できていなかった点を指摘せざるを得ない。所属では、啓発物品の私的利用が公務に対する信用を損なう行為であることを重く受け止め、職場での服務規律の遵守が徹底されるよう、課長・係長などの管理監督者に注意喚起を実施するとのことであり、それにより、所属内に意識の徹底が図られることを期待したい。

また、本件の通報内容と直接関係しないが、令和5年度に購入された啓発物品が調査時点で半分以上も残数があったことは、物品の発注が過剰であったと言われてもやむを得ず、大量の啓発物品を残すことで不適切な物品使用が惹起されたことも否定できないことから、所属におかれては必要な数量を十分精査して調達することを求めるものである。

なお、『横浜市物品事務要領』の一部改正について（通知）」（令和6年5月16日 会会第250号）」が会計室会計管理課長から各区局統括本部経理担当課長宛に発出されており、改正の概要として「物品の不適切な取扱いについて、窃盗罪等に問われる可能性があることを明記」したことが記載されている。

通知の具体的な内容は「物品（寄贈物品を含む）も現金と同様、本市の財産であり、不当に持ち帰る等の行為は、窃盗罪等に問われる可能性があることを明記しました。」とあり、物品の取扱いをより明確にする趣旨のもと、各区局統括本部内への周知・徹底が求められていることも踏まえ、X局として所属・各課に啓発を行う際は、物品の管理や取扱いについて、

	より一層の緊張感を持って取り組んでいただくことを求め、本委員会としての調査を終了する。
本市の対応	A職員の上司による指導、人事担当課から口頭で注意するとともに、A職員が使用していた啓発物品については返却をさせる。 啓発物品等の適正な管理・使用について徹底するよう注意喚起を行い、再発防止に取り組む。